

平成27年度予算見積調書

課室名 医療整備課
担当名 地域医療対策担当

内線 3559

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B20	搬送困難事案受入医療機関支援事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費			
事業期間	平成26年度～	根拠法令	なし			戦略項目	03 医療の安心				
						分野施策	010302 地域医療体制の充実				
1 事業の概要 高齢化の進展とともに救急搬送件数が増加する中で、依然として多くの搬送困難事案が存在し、命を失う事例も発生している。 そこで、このような長時間搬送先が見つからない救急患者を、一定の条件下で断らずに受け入れることに合意した医療機関に対し、必要な資金援助を行う。 搬送困難事案受入医療機関支援事業 12医療機関 219,692千円				5 事業説明 (1) 事業内容 搬送困難事案受入医療機関支援事業 219,692千円 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」で定める医療機関確保基準(6号基準)に基づき一定の条件下での救急患者受入れに合意した医療機関に対し、事業の実効性を確保するため、必要な資金援助を行う。 → 受入要請4回以上の事案の発生件数等に応じて、地域のメディカルコントロール協議会ごとに配置 [国庫補助対象分] 21,969千円×4医療機関(1年分) 87,876千円 [県単独拡充分] 21,969千円×8医療機関(9カ月分) 131,816千円 (2) 受入条件 ・救急又は重症の疑いがあると救急隊が判断した患者が、2回以上受入れを断られた場合 ・緊急性が低く中等症以下であると救急隊が判断した患者が、一定回数(6回程度)以上受入れを断られた場合 ※周産期や救命救急センター事案等の除外要件を設けることは可能 (3) 事業計画 平成26年度 4医療機関(国庫補助対象分) 平成27年度～ 12医療機関(国庫補助対象分及び県単独拡充分) (4) 事業効果 搬送困難事案の解消により県民の安心・安全の向上を図る。 平成28年までに特殊症例患者を除いた重症以上の受入要請4回以上の件数「ゼロ」を目指す。 平成24年：10.4%(2,410人) → 平成28年：1.6%(365人)(全国平均3.8%)							
2 事業主体及び負担区分 国庫補助対象分 (国1/3・県1/3)事業者1/3 県単独拡充分 (県2/3)事業者1/3											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2人=19,000千円											
要求額・審査額		国庫支出金						一般財源	前年との対比	過去の予算額 (一般財源)	現計予算額
決	219,692	43,936						175,756	116,305		103,387
要	219,692	43,936						175,756	116,305		うち一財
前	103,387	51,692						51,695			51,695

【審査の考え方】

搬送困難事案の解消に向けた救急搬送患者受入体制の強化のため、救急患者を一定の条件下で必ず受け入れる医療機関の更なる整備の必要性を認め、要求額を措置した。

平成27年度予算見積調書

課室名 医療整備課
担当名 地域医療対策担当

内線 3667

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B22	後方支援医療機関支援事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費			
事業期間	平成27年度～平成28年度	根拠法令	なし	戦略項目		03	医療の安心				
				分野施策		010302	地域医療体制の充実				
1 事業の概要	高次の救急医療機関から速やかに患者を転院させることに対する支援を行うことにより、高次の救急医療機関の負担軽減及び緊急入院の円滑な受入れを促進する。 後方支援医療機関支援事業 26,490千円			5 事業説明 (1) 事業内容 後方支援医療機関支援事業 26,490千円 高次の救急医療機関と転院患者の受入れについての協定を締結した医療機関に対して、前年度実績を上回った受入件数に応じた補助を行う。 また、高次の救急医療機関に対して、協定の締結等にかかる経費の一部を補助する。 (転院先医療機関) 受入患者数増加加算 前年度実績からの増加数×1万円 4,230千円 迅速な受入加算（14日以内） 前年度実績からの増加数×2万円 12,260千円 (転院元医療機関：高次の救急医療機関20施設「救命救急センター」「搬送困難事案受入医療機関」) 協定の締結等に要する経費 20施設×500千円（上限） 10,000千円 (2) 事業効果 高次の救急医療機関に入院している患者の円滑な転院を促進することにより、高次の救急医療機関がより多くの救急患者を受け入れることができる体制を確保する。 (参考) 平成24年救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査結果（総務省消防庁） 埼玉県の救命救急センターの患者受入率 77.4%（全国ワースト2位、全国平均91.8%） 「ベットの満床」により受入れに至らなかった件数 1,276件							
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 事業者0											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円											
要求額・審査額		繰入金						一般財源	前年との対比	過去の予算額 (一般財源)	現計予算額
決	26,490	26,490						0	26,490		うち一財
要	26,490	26,490						0	26,490		
前	0							0			

【審査の考え方】

搬送困難事案の解消に向けた救急搬送患者受入体制の強化のため、救命救急センター等からの転院受入医療機関への支援の必要性を認め、要求額を措置した。

平成27年度予算見積調書

課室名 医療整備課
担当名 地域医療対策担当

内線 3538

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B23	転院コーディネーター事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費			
事業期間	平成27年度～	根拠法令	なし			戦略項目	03 医療の安心				
						分野施策	010302 地域医療体制の充実				
1 事業の概要 地域の实情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者による「転院コーディネーター」の医療機関への配置を支援する。 転院コーディネーター事業 42,133千円				5 事業説明 (1) 事業内容 転院コーディネーター事業 42,133千円 急性期を脱した救急患者が救急医療機関の救急医療病床から転床・転院する際に施設内・施設間の連携・調整を行う転院コーディネーターの件費に対する補助 9,724千円(国基準額)×補助率1/3×13医療機関 (2) 対象医療機関 救命救急センター 9医療機関 搬送困難事案受入医療機関 4医療機関 (3) 事業効果 急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減する。							
2 事業主体及び負担区分 (国1/3・県0) 事業者2/3											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 なし											
要求額・審査額		国庫支出金						一般財源	前年との対比	過去の予算額 (一般財源)	現計予算額
決	42,133	42,133						0	42,133		
要	42,133	42,133						0	42,133		うち一財
前	0							0			

【審査の考え方】

搬送困難事案の解消に向けた救急搬送患者受入体制の強化のため、転院コーディネーターを配置する医療機関への支援の必要性を認め、要求額を措置した。

平成27年度予算見積調書

課室名 医療整備課
担当名 総務・医療企画担当

内線 3545

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B24	搬送調整体制強化事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費			
事業期間	平成26年度～	根拠法令	なし			戦略項目	03 医療の安心				
						分野施策	010302 地域医療体制の充実				
1 事業の概要 搬送困難事案の最後の砦として、救命救急センターを有する医療機関に搬送調整を行う専任医師を配置するとともに、消防法における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の検証などを通じて地域の円滑な救急搬送受入体制を構築する。 搬送調整体制強化事業 43,925千円				5 事業説明 (1) 事業内容 救命救急センターを有する医療機関に搬送困難事案の搬送調整をはじめ、県内救急医療体制の充実のための業務を行う専任医師を配置する。 43,925千円 【専任医師の要件】 ・救急医療に従事する医師で救急医療機関など関係機関・団体との調整等の業務を担うために必要な知識・経験を有する医師 ・原則、5年以上の救急臨床歴があり、救急科専門医やこれと同等の資格を有し、2年以上地域MCに関与し、経験を積んだ医師 等 【専任医師の役割】 ・搬送先医療機関の確保、調整 →9回以上受入れを断られた救急搬送患者の搬送先の調整、自院での受入れ ・救急医療機関及び後方支援病院の確保、支援 ・救急医療の地域における諸課題の把握、分析 ・消防機関・医療機関等に対する指導、助言 等 (2) 事業計画 専任医師の配置について、救命救急センターを有する医療機関に業務委託を行う。 平成27年1月～ 運用開始 (3) 事業効果 救急搬送困難事案の大幅な削減							
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円											
要求額・審査額		国庫支出金						一般財源	前年との対比	過去の予算額 (一般財源)	現計予算額
決	43,925	21,962						21,963	11		43,914
要	43,925	21,962						21,963	11		うち一財
前	43,914	21,957						21,957			21,957

【審査の考え方】

搬送困難事案の解消に向けた救急搬送患者受入体制の強化のため、全県下での搬送調整等を行う専任医師の配置の必要性を認め、要求額を措置した。

平成27年度予算見積調書

課室名 医療整備課
担当名 総務・医療企画担当

内線 3545

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B25	地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	地域医療連携推進事業費		
事業期間	平成27年度～平成29年度	根拠法令	医療介護総合確保推進法		戦略項目	03 医療の安心				
					分野施策	010302 地域医療体制の充実				
1 事業の概要	2025年までに本県の75歳以上人口は倍増し、医療・介護ニーズの増加が見込まれる。そこで、人生の最期まで住み慣れた自宅で療養できるように在宅医療提供体制の充実を図る。			5 事業説明						
	地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業 361,338千円			(1) 事業内容 ア 在宅医療連携拠点整備 15か所（郡市医師会単位） 111,700千円 (ア) 患者支援を行う在宅医療連携拠点 医療機関や患者宅を訪問して退院調整の支援・援助 (イ) 在宅医療等相談業務 看護師による電話や来訪者の相談対応 (ウ) 情報共有 病院・診療所で患者情報を共有 (エ) カンファレンス 関係機関でカンファレンスを行い、容体悪化が見込まれる患者に対応 (オ) 連携拠点同士の横の連携 困難事例等に係る課題対応能力の向上 (カ) その他事務 相談・援助の担当者の事務補助 イ 後方支援ベッドの確保 在宅療養患者急変時の入院先確保 73,500千円 ウ 訪問診療医の登録・紹介の仕組み 確実に訪問診療医を紹介する仕組みづくり 91,250千円 エ 在宅医療の啓発・研修 保健所単位での啓発・研修 3,250千円 オ 在宅医療連携に係る設備整備 在宅医療連携拠点等の設備整備補助 16,800千円 カ ワンストップで訪問看護につながる退院支援の仕組み 訪問看護専門の相談窓口（県内1か所） 2,940千円 キ 「顔の見える関係」等の”土壌づくり” 7市への補助 61,898千円						
2 事業主体及び負担区分	イ・オ以外（県10/10）事業者0 イ・オ（県1/2）事業者1/2									
3 地方財政措置の状況	なし			(2) 事業計画 平成27年度 患者支援業務を行う在宅医療連携拠点の整備15か所 等 平成28～29年度 患者支援業務を行う在宅医療連携拠点の整備30か所 等 平成30年度～ 各市町村を主体とした在宅医療・介護連携推進事業の運営 ※県は在宅医療提供体制の充実を支援し、市町村が担う「在宅医療・介護連携推進事業」の基盤を整備する。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×3人=28,500千円			(3) 事業効果 在宅療養への移行が円滑になり、患者が望む在宅療養が可能となる。						
要求額・審査額	繰入金			一般財源						
決	361,338	361,338		0						
要	361,338	361,338		0						
前	0			0						

【審査の考え方】

超高齢社会の到来を見据え、地域における在宅医療連携拠点の整備や往診医を増やす取組など在宅療養を支える体制を構築する必要性を認め、要求額を措置した。

平成27年度予算見積調書

課室名 健康長寿課
 担当名 健康長寿担当、健康増進・食育担当
 内線3578(82) 単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B58	健康長寿埼玉モデル普及事業			一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	健康長寿埼玉推進事業費		
事業期間	平成27年度～平成29年度	根拠法令	健康増進法第3条			戦略項目	02 健康・介護の安心			
						分野施策	010301 生涯を通じた健康の確保			
1 事業の概要	<p>県民、民間団体、市町村、県などが一体となって、誰もが、毎日を健康で、医療費が少なく、生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」を目指す。 そこで「健康長寿埼玉プロジェクト」を通して構築した「健康長寿埼玉モデル」を県内市町村に普及させ、健康寿命の延伸と医療費抑制を実現する。</p> <p>ア 健康長寿埼玉モデル普及促進事業 153,039千円 イ 健康長寿埼玉サポーター事業 11,108千円</p>			<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 健康長寿埼玉モデル普及促進事業 153,039千円 「健康長寿埼玉モデル」を導入する市町村に対する初期費用等の補助及び円滑な事業運営のための支援 1市町村上限5,000千円 *加算補助制度あり 150,000千円</p> <p>イ 健康長寿埼玉サポーター事業 11,108千円 (ア)市町村に対して健康長寿サポーターの養成を支援するための補助金を交付 150千円×63市町村 9,450千円</p> <p>(イ)サポーターの活動促進 ・特に意欲のあるサポーターをスーパーサポーター(仮称)に認定し活用 880千円 ・優秀な活動を行った健康長寿サポーターの表彰、応援ブック作成 778千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 健康長寿埼玉モデル導入市町村への補助金交付 (平成27年度～29年度) 平成27年度 150,000千円(1市町村上限5,000千円 補助率10/10) 平成28年度 135,000千円(1市町村上限3,000千円 補助率 1/2) 平成29年度 112,000千円(1市町村上限2,000千円 補助率 1/3) *予算の枠内で加算補助制度を運用</p> <p>イ 健康長寿サポーター養成、活動、表彰 (平成27年度～32年度) 平成32年度までに75,000人のサポーターを養成し、草の根レベルで健康づくりを広める</p> <p>(3) 事業効果 健康寿命の延伸 平成24年度：男性16.8年、女性19.8年 → 平成28年度：男性17.3年、女性20.0年 サポーター養成人数 31,944人 (平成26年12月31日現在)</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 75,000人の健康長寿サポーター養成・活用、けんこう大使、コバトン健康メニュー、シンボルマーク・標語活用</p>						
2 事業主体及び負担区分	(県10/10) 市町村0 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況	なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×6.8人=64,600千円									
要求額・審査額							一般財源	前年との対比	過去の予算額	現計予算額
決	164,147						164,147	81,926	(一般財源)	82,221
						24 93,220 (93,220)				
要前	164,147 82,221						164,147 82,221	81,926	25 89,695 (89,695)	82,221
						うち一財				

【審査の考え方】
 健康寿命の延伸や医療費抑制を実現させる「健康長寿埼玉モデル」を県内市町村に普及させるため、市町村の初期費用支援などの必要性を認め、要求額を措置した。